

1問 裁判官・検察官については、一般の政府職員に比べて、適用される給与の水準が高く設定されているが、これはどのような趣旨に基づくものか、法務当局に問う。

- 裁判官については、三権の一翼である司法権を担う職務と責任の特殊性等を踏まえ、(その重責にふさわしい適材確保の必要性等を考慮して)給与体系が定められている。
- また、検察官については、司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図る上で重大な職責を有するなど、裁判官に準ずる性格を有するため、裁判官に準じた俸給が定められている。

(参考1) 「一般の政府職員」について

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する。

(参考2) 裁判官の「職務と責任の特殊性」について

- 裁判官は、憲法上、自らの良心に従い、独立して職権を行い、憲法と法律にのみ拘束されると規定されており、これは、裁判官の職務内容に鑑み、裁判の公正とそれに対する信頼を確保するためのものである。
- このように、裁判官については、外部からの圧力や干渉を受けずに公正無私の立場で、司法権の行使という重大な職責を果たすことが求められ、しかも、事件の適正、迅速な処理のために、夜間など一般職の職員の勤務時間外においてもこれに対処することが要求される場合も少なくないという点において、その職務と責任が特殊であることから、時間外手当的な要素も考慮して、独自の報酬体系が定められている。

(参考3) 検察官につき裁判官に準じた俸給が定められている理由について

- 検察官の俸給月額が、裁判官の報酬月額に準じて定めるべきものとされている理由については、
  - ・ 検察官が、刑事裁判手続に関して、司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する準司法官的性格を有すること
  - ・ 原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経て任用されるなど裁判官に準ずる性格を有していること等が挙げられる。

(参考答弁) 令和6年12月12日衆・法務委員会（小竹凱議員）

○小竹委員 裁判官の報酬及び検察官の俸給を一般政府職員と別で定めている理由、その意義について、改めてお答えください。

○鈴木国務大臣 今回御審議をお願いしている裁判官の報酬と検察官の俸給、それぞれについてであります。まず、裁判官ということ申し上げれば、三権の一翼であります司法権を担う存在であるということ、そして、その重責にふさわしい適材確保の必要性があるということ、そういった裁判官の職務と責任の特殊性を考慮しつつ、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスにも配慮をして、裁判官報酬法によってその報酬が定められているところであります。

検察官ということですが、検察官についても、司法権の発動を促し、その適正、円滑な運営を図るという準司法官的な職務と責任を有するということ、そして、原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経て任用されるなど、裁判官に準ずる性格を有しているということ、そうしたことから、裁判官の報酬月額に準じて、検察官についても、検察官俸給法によって俸給が定められているところあります。

(参考条文)

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第七十六条

1・2 （略）

3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法

及び法律にのみ拘束される。

#### 第七十九条

1～5 (略)

6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

#### 第八十条

1 (略)

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

#### ○ 検察庁法 (昭和二十二年法律第六十一号)

第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。